

流通審第9号
平成30年2月28日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会
会長 田村 正人



通学区域の設定について（答申）

平成29年5月19日付け流教学第296号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、平成27年8月1日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成29年5月19日付け流教学第296号で「通学区域の設定について」諮問を受けました。

諮問書では、小山小学校の児童数の増加に伴い、教室数の不足が見込まれることや、土地区画整理事業の施行により道路状況が大きく変化していることから、通学時の安全を確保するため、「流山市立小山小学校及び流山市立八木北小学校の通学区域を変更することについて」諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

（1）平成29年1月30日

- ①平成28年度児童・生徒推計及び想定値について
- ②小山小学校の通学区域について
- ③おおたかの森小中学校の通学区域について

（2）平成29年5月19日（諮問）

- ①平成29年度児童・生徒数推計及び想定値について
- ②小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直し案について

（3）平成29年7月28日

- ①小山小学校及び八木北小学校の通学区域説明会の報告について
- ②小山小学校及び八木北小学校の通学区域見直し案について

（4）平成29年8月23日

- ①通学区域について
- ②平成29年度児童・生徒数推計及び想定値について
- ③小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて
- ④新設小学校について

（5）平成29年10月31日

- ①新設小学校の通学区域について
- ②小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しの周知について

(6) 平成30年2月28日

① 小山小学校及び八木北小学校、新設小学校の通学区域設定審議
(答申審議)

審議会は8人の市民等と7人の関係団体の代表で組織し、上記の審議を経て、結論を得たので答申するものです。

なお、審議委員については、平成29年7月30日付けで任期満了により平成29年8月1日付けで委員の委嘱替えになり、諮問を引き継ぎ審議しています。

3 答申

(1) 通学区域について

① 学校規模

学校教育法施行令規則第41条の規定により「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ、中学校の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されている。

② 通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令ではおおむね小学校は4km以内、中学校は6km以内と定められている。

③ 通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができることが重要であるとされている。

④ 地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っていると同時に、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) 小山小学校及び八木北小学校の通学区域の設定について

諮問のあった通学区域の設定については、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や現在就学している小学生の実態を踏まえて審議した結果、別図のとおり答申いたします。

なお、通学区域変更に係る詳細な地番等については、土地区画整理事業における換地処分が行われ、平成31年度に字及び地番変更が見込まれていることから、その時点で通学区域の住所表示一覧表を作成し明確に対応することが好ましいと考えます。

各学校の通学区域境については、児童数と教室数、通学距離や交通の安全等の観点から都市軸道路3・2・25下花輪駒木線を境とし、明確にしたものです。

また、現在小山小学校区であるおたかの森駅北口の一部の地域、仮換地の街区番号C66・C140・C141・C143街区について

ては、小山小学校の教室不足が見込まれることから、大畔地区に開校予定の新設小学校の通学区域にせざるを得ないと判断します。

なお、実施時期については、新設小学校が開校する平成33年4月から実施するべきと考えます。

4 附帯意見

(1) 通学区域について

通学距離、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえ通学区域を設定することが望ましいと考えるが、当該地域については、児童数が急増していることから、可能な限り児童の学校生活における安全を考慮し、対応すること。

(2) 安全対策について

通学区域が小山小学校区から八木北小学校区へ変更になる地域の児童については、通学距離及び通学時間の増加や狭隘な道路への通学路の変更も一部見られることから、安全対策及び防犯対策については関係部局と十分に協議し、児童の登下校時における安全の確保に努めること。

(3) 指定学校変更について

現在の通学区域が小山小学校区で、平成32年度までに小山小学校に入学した児童及びその児童が在籍期間中に入学する兄弟、姉妹については、卒業時まで通学することが可能とすること。

(4) 児童・生徒数推計について

今後も小山小学校、八木北小学校の児童が増加することが見込まれることから、定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

5 おわりに

流山おおたかの森駅周辺では、土地区画整理事業の施行により、マンション、戸建て住宅の建設が進み、市外からの転入者、特に子育て世代の転入が多く、今後も児童数の増加が続くことが見込まれます。学校規模の面での教育の質の確保及び児童が安全で安心して学校生活を送ることができるよう希望します。

